

小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性  
(案)に対する市民意見の内容及び市の考え方

令和 4 年 11 月

名古屋市

## 目次

1 小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性(案)に対する 市民意見の概要	
(1)パブリックコメントの概要	1
(2)市民意見の内訳	1
2 小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性(案)に対する 市民意見の内容及び市の考え方	
(1)基本理念	2
(2)基本方針	3
(3)基本方針に基づく放課後施策の方向性	5

## 1 小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性(案)に対する 市民意見の概要

小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性(案)の策定にあたり、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。いただいたご意見と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、いただいたご意見の内容は、一部要約または分割して掲載しましたのでご了承ください。

### (1)パブリックコメントの概要

意見募集期間		令4年9月12日(月)～令和4年10月11日(火)	
市民意見 提出状況	区分	人数	件数
	郵送	2	2
	ファックス	137	148
	電子メール	117	132
	直接持参等	1	1
	計	257	283

### (2)市民意見の内訳

項目	件数
基本理念	8
基本方針	39
基本方針に基づく放課後施策の方向性	236

## 2 小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性(案)に対する 市民意見の内容及び市の考え方

### (1)基本理念について(8件)

#### 環境整備について

##### 【主な意見】

- ▶放課後の施策の基本理念には、子どもの権利条約31条の、休息と余暇の権利を保障する視点が欲しい。何もしない時間、ただ時間をつぶし、ただ寝転がり、ただおしゃべりするだけの時間、「なんのため」とか「どんな意義が」を問わない、「価値を求めない時間」の保障を、基本理念に入れてほしい。
- ▶名古屋市の学童保育所がもっと良くなってほしいと思っています。
- ▶次世代を担う子どもたちが健やかにすごせるため、ホッとできる事業を自ら選択して過ごせる環境を作ってください。

など

##### 【市の考え方】

放課後施策の充実にあたっては、休息、余暇など、子どもがのびのびと豊かに育つ権利をはじめ、子どもの権利を保障する観点が重要であると考えておりますので、表現を見直します。

安心・安全で豊かな放課後を過ごせる場の提供をめざし、放課後施策の量的拡充及び質の確保を図ってまいります。

(2)基本方針について(39件)

量的拡充の考え方及び量的拡充の手法

【主な意見】

- ▶フルタイムで働いており、祖父母は近くに住んでいない。夫もいないので送迎が困る。民間学童も近くにはない。まったく残業もできず、夏休みは毎日遅れて出勤。10月から18時の迎えに間に合わないので、子どもに鍵を持たせて1人で留守番させることにしました。保育園はお金を払えば預かってくれたのに、小学生になった途端働けなくなり、生活に困っています。
- ▶大規模な学童保育室がある中で、希望する学童保育室に入室できない家庭があるので、需要者数をしっかり調べ、1学区1学童保育室に近づけてほしい。
- ▶「すべての学区でトワイライトルームまたは育成会を利用できる環境を整えることを目標」とするのを、「今後の課題」として、次期子どもに関する総合計画(2025～)に先送りしたのはいかななものか。調整に係る課題が多いことは理解するが、だからこそ、いまから、放課後児童クラブを全学区で整備することを目標に明記し、施策展開の速度を上げるべきである。
- ▶現在、4学区の子どもたちを受け入れていますが。3学区は同じ中学校区ですが、もう一つは別の中学校区で距離も遠いです。子どもや指導員の負担を考えるともっと身近な地域に育成会があるといいのだろうと思います。
- ▶住まいの学区のトワイライトスクールで、希望すれば、長期休みの時に朝8時からスタート出来るように要望します。長期休みであっても、小学校と同じ時間帯で預けられる体制がなければ、パートであっても、継続して働くことは難しいです。
- ▶現時点で学校にトワイライトルームがなく、また民間の学童もないため親運営の学童に入れていますが、他に選択肢があれば、自分にあつた所を利用したいと思います。
- ▶名古屋市内の小学校にトワイライトルームを増やすということですが、学童保育所と共存できる様な形を考えていただきたいです。
- ▶育成会の分割や定員増加に対する支援等とあるが、名古屋市が責任をもって運営する公的責任の拡大ではなく、更なる地域任せが助長されるのではないかと心配しています。
- ▶量的拡充は、トワイライトルームへの移行ではなく、利用者の満足度も高く待機者も多い育成会の放課後児童クラブの拡大を軸に捉えるべきである。

など

### 【市の考え方】

量的拡充を図るにあたっては、現状の放課後施策の実施状況、利用者からのニーズ等が地域ごとに異なることから、トワイライトルームまたは育成会のいずれか一方のみで量的拡充を図ることは適切ではなく、両施策を両輪として実施していく必要があると考えております。

そのため、整備にあたっては、地域の子育て家庭の状況等を丁寧に把握してまいりたいと考えております。

### 質の確保

#### 【主な意見】

- ▶人材確保には処遇保障が不可欠ですので、「放課後児童クラブの整備と併せて、ソフト面として、適切に放課後児童クラブの運営を行うことができる人材確保・育成・定着に向け、十分な賃金保障ができる仕組みづくりを行っていく必要がある。」としてください。
- ▶人材の確保・育成に力を入れてほしい。安心して子どもを預けられる環境であり、子どもが毎日楽しいと言って通える場所づくり。児童支援員の労働環境の改善を検討し、人員を増やし、モチベーションの維持を図ることで、保育の質を安定されるよう努めてほしい。
- ▶質の確保のためには、何よりも支援員の処遇改善が図られるべきで、せめて保育士並み、できれば小学校教員並みの賃金保障をめざしてほしい。
- ▶単なるボランティアではなく、しっかりと子供に寄り添える指導員が、1人は必要かと思えます。学校とは違う、子どもが安心できる環境や声かけを学びトレーニングされている指導員は、未来の社会のための投資だと思えます。
- ▶今あるトワイライトルームや放課後児童クラブのハード面の拡充もお願いしたい。近隣に放課後児童クラブがありますが、いつも児童が十分な間隔を取れずごった返している印象です。

など

#### 【市の考え方】

それぞれの放課後事業の場において、子どもの自主性や主体性を引き出すための支援やそれぞれの子どもの特長や家庭の状況に応じた支援ができるよう人材の確保等が重要であると考えております。

また、併せて、運営場所につきましても、子どもの過ごしやすい環境を整えていく必要があると考えております。

具体的な施策につきましては、いただいたご意見を参考に、トワイライトスクール・ルーム及び育成会のそれぞれの運営の状況を踏まえて、内容を検討し、実施してまいります。

(3)基本方針に基づく放課後施策の方向性(236件)

①トワイライトスクール及びトワイライトルーム

ア トワイライトルームへの移行

育成会のない学区における移行
<p><b>【主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶学童が足りてないところにすぐにトワイライトルームを作る、という訳ではなく、今現在の子ども達の状況、学童の状況を考慮して決めていただければと思います。違う学区だったとしても仲良く楽しそうに会話している所を見ると、この子達を離してしまいたくはないな、と思います。こうして子どもたちのコミュニティが増えるのはとてもいい事だとは思っているので、上手く折り合いをつけて、ルームへの移行を進めていただければと思います。</li><li>▶隣の学区の学童へ通って放課後の人間関係を築いて過ごす子ども達がいま す。数が足りない所に、新しく作って子ども達をすぐ移動させるのではなく、ま ず各学童の現状を考慮してから作るかどうか決めてほしいです。</li></ul> <p style="text-align: right;">など</p>
<p><b>【市の考え方】</b></p> <p>育成会のない学区につきましても、隣接する学区で運営する育成会を利用して きているなど、地域ごとにその状況が異なることから、地域の子育て家庭の状 況等を丁寧に把握した上で、トワイライトルームへの移行を判断してまいりたい と考えております。</p>

育成会のある学区における移行
<p><b>【主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶育成会のある学区については、「地域関係者への調整を踏まえたうえで段階的 に移行する」とありますが、それだとゆくゆくは必ず移行するように読めるので 「必要に応じて移行する」としてください。</li><li>▶育成会のある学区においては、段階的ではなくて、ルームへの移行をしないで ください。</li></ul> <p style="text-align: right;">など</p>
<p><b>【市の考え方】</b></p> <p>子育て家庭の多様なニーズに対応するためには、育成会のある学区につきま しても、育成会のない学区における移行に一定の目途がたった段階で、トワイ ライトルームへの移行を検討する必要があると考えております。</p> <p>なお、待機児童が生じているなど、利用ニーズが高い地域で、育成会だけ では、利用ニーズに対応できない場合は、早急に量的拡充を図る必要があるため、 地域関係者との調整を踏まえたうえで、トワイライトルームへ移行する必要があ ると考えております。</p>

児童数の少ない学区への対応
<p>【主な意見】</p> <p>▶「他の学区のトワイライトルームを利用できるよう、検討を行う。」とありますが、トワイライトルームと育成会のどちらを利用するか選べるように「トワイライトルーム・育成会」と変更してください。 など</p>
<p>【市の考え方】</p> <p>育成会につきましては、現在も所在学区だけでなく、他の学区からの児童を受け入れている場合もあります。</p> <p>トワイライトスクール・ルームにつきましては、所在学区のトワイライトスクール・ルームのみ利用できることとしておりますので、児童数の少ない学区においては、地域関係者との調整を踏まえたうえで、他の学区のトワイライトルームを利用できるよう検討を行う必要があると考えております。</p>

児童館留守家庭児童クラブの取扱い
<p>【主な意見】</p> <p>▶留守家庭児童クラブを廃止するのであれば、①学校への通学に困難のある不登校児が通う場として、②日本語に不自由さを感じている外国人児童・生徒のための放課後教室として、③長期休暇中の子ども食堂として等、学校のトワイライトルーム、育成会の対象となりにくい小学生が集える場として位置付けてください。</p> <p>▶児童館の役割についてもこの機会に整理しておく必要があるのではないかと考えます。</p> <p>▶児童館は地域の子育て支援の中核を担うような機能を担うべきだと考えます。放課後の子どもの支援についても、例えば、あそび場の提供、居場所づくり、育成会が抱える困難なケースなどを相談できるような窓口の設置、育成会への巡回、研修の企画など児童館の専門性をいかした事業を展開できるような施策ができることを期待しています。</p> <p>▶学校が長期休暇中の朝の始まりが9時からなのは、仕事にギリギリ間に合うくらいの時間で大変困っています。児童館は8時45分から利用は出来ませんが、もう少し早く8時30分から預けられるようにして欲しいです。</p>
<p>【市の考え方】</p> <p>児童館につきましては、留守家庭児童クラブの運営以外にも、自由な遊び場の提供、子育て支援活動、様々な行事・クラブ活動の実施、中高生の居場所づくり、地域との交流など、多様な事業を実施しており、0歳から18歳未満の子どもや子育て家庭等にとって重要な役割を担っていると考えております。</p> <p>今後も児童館へのニーズをとらえながら、いただいたご意見も踏まえ、児童館事業の充実に努めてまいります。</p>

## イ トワイライトスクール・ルームの運営体制

### 運営体制の確保

#### 【主な意見】

- ▶トワイライトスクールでも、障害をもった子どもや支援の必要な子どもを適切に見守れる体制を作って欲しい。
- ▶地域協力員さんなどで運営されているトワイライトスクールも努力して運営されていることと思いますが、若い世代ほど共働き世帯が増えていることもあり、担い手が不足する状況も考えられます。安定した運営という点では、支援員の待遇を改善していただきたいです。
- ▶トワイライトスクール・ルームの運営については、人材確保・内容充実に向けて利用者から費用を徴収しても良いと思います。現状300円/年ですが、例えば300円/月～1000円/月でも、世間の学童の相場と比べたら非常に安く、保護者から金額に対する不満も出づらいのではと考えます。 など

#### 【市の考え方】

トワイライトスクール・ルームの運営につきましては、地域協力員を始めとする地域のボランティアの方々に運営を担っていただいておりますが、高齢化や担い手不足により、運営体制の確保が課題となっております。

また、トワイライトルームにつきましては、放課後児童支援員の資格を持つ子ども指導員を配置しておりますが、専門的な知識や能力、資格が必要な専門職であり、人材確保が困難になっております。

これらを踏まえ、本市としましては、トワイライトスクール・ルームの人材確保及びスタッフ体制の強化等を検討する必要があると考えております。

## ②育成会

### 支援のあり方

#### 【主な意見】

- ▶「支援のあり方」に、学童保育指導員の新規雇用と継続雇用の重要性が書かれていません。「専門的な知識と技能を持った学童保育指導員、特に資格者を雇用するには、雇用できる賃金、そして働きつづけられる賃金にできる助成金を含む仕組みが必要です。また、安定的に運営するには1支援の単位に正規職員（安定した雇用形態を持つ職員）が3人以上配置できる、助成金を含む仕組みが必要です。」を加えて欲しいです。
- ▶現場としては、人手不足はとても切実な問題です。募集はかけているものの、保育士や教員の資格を持った人は、今の学童の賃金では安すぎてなかなか来てくれません。せっかく働いてくれた人たちも、児童数に左右されやすい不安定な今の状況の中では、なかなか定着して働き続けることが難しいです。

常に人手不足の中で働き、体を壊して休業・退職してしまう指導員も多く、さらに人手不足が続きます。この状況を変えるためには、大幅な助成金の増額や助成金の考え方を変えていく等の必要があると思います。

- ▶放課後児童支援員の心理的負担軽減を図るために、巡回アドバイザー等スーパーバイズの機能を強化することを要望します。
- ▶保護者は、学童保育所の運営というもう一つの仕事を担っているので、現状の負担をしっかりと把握し、軽減への取り組みを行ってほしいです。
- ▶指導員は、ボランティアの延長や短時間・短期間雇用者ではなく、有資格者であり正規職員として継続的に雇用されるべきで、それが可能となる水準の支援が必要である。そのために、放課後児童クラブの指導員(及びできれば事務職員も)に関する標準賃金体系を示していただきたい。
- ▶学童保育の運営には、指導員だけでなく事務等をする人の配置が不可欠です。そこで「事務や管理等をする人を学童保育に配置できる賃金保障を含めた仕組みが必要です。」をいれてほしいです。
- ▶保護者は、土地・建物探しに苦労しています。「育成会の量的拡充にあたっては、施設や土地など、実施場所の確保に市から後押しを行う。」を加えていただきたいです。
- ▶放課後施策の両輪として育成会を拡大充実するために、現在行われている公園の提供以外に市有地や市の建物の一部を提供するとともに、土地購入のための資金援助をするなど、市の具体的な支援を拡大してほしい。
- ▶施設の確保について、公的責任において公共施設の利用または公共の土地を確保し、本建築の施設設置を明記していただきたい。また、職員の事務室や子どもたちの静養室もなく、しかも動き盛りの子どもたちが1人当たり1.65㎡といった面積基準です。実態に見合った保育室の機能を十分に伴う施設設置基準を設けてください。
- ▶支援策の内容として、土地と建物、遊び場となる空間など放課後児童クラブの運営に必要な物理的空間の確保を強力に支援することも重要である。一つの方策として、ハードの条件整備＝施設の確保は名古屋市の責任で行い、クラブの運営は地域の育成会が責任を持つことも検討していただきたい。
- ▶学童保育をする上で、子どもが過ごしやすい環境を整えるためには、もっとゆとりのある環境を与えられるような場所を使えるようにしてほしいです。
- ▶学童保育は様々な助成金で運営されていますが、トワイライト利用料との差が大きく、なぜトワイライトだけ少額で利用できる仕組みになっているのか、も疑問です。学童保育へも同じように独自の助成を行い、どちらも同じくらいで利用できるような努力をしていただきたいです。

など

### 【市の考え方】

多くの育成会では、運営事務を保護者(父母会役員等)が担っており、運営助成による支援に加え、運営に係る保護者負担を軽減するための仕組みとして、合同運営の要件緩和や法人運営への移行など、運営体制の見直しを図る必要があると考えております。

指導員に対する処遇改善、事務職員の配置、運営場所の確保など、具体的な施策の内容につきましては、いただいたご意見を参考に、内容を検討し、実施してまいります。

### 合同運営の要件緩和

#### 【主な意見】

- ▶他学区、他区との合同運営を認めてほしいです。
- ▶「合同運営の要件緩和」で合同運営の良さが分かりやすいように、「合同運営をすることで、1学童保育ごとの子どもの人数の増減による運営の不安定さが、複数の学童保育にすることで、子どもの人数の増減による運営への影響を軽減できることで運営が安定する。」というような説明を加えてほしいです。
- ▶「育成会の安定的な運営体制の確保、量的拡充を図るため、1つの育成会が名古屋市内の 5～10 箇所程度の複数のクラブを運営できるよう、所在地要件の緩和を検討する。」として欲しいです。
- ▶「合同保育の要件緩和」には、仕組みが書かれていません。「会計の一本化等、合同運営を行いやすい仕組みを考える」を加えて欲しい。
- ▶様々な学童が一緒になって協力していくのはいいことかもしれませんが、もし考え方が全然違ったりしたら意味がないと思います。

など

#### 【市の考え方】

合同運営につきましては、児童数の増減だけでなく、運営上の事務負担の軽減など、様々な効果があると考えられ、安定的な運営体制を確保しつつ、量的拡充を図るためには、所在地要件の緩和について、検討する必要があると考えております。

実施にあたりましては、それぞれの育成会の運営方針や利用者、地域関係者の意見を踏まえたうえで進める必要があると考えております。

なお、合同運営を行う場合でも、それぞれの放課後児童クラブごとの利用者数、開設時間などの運営内容に応じた助成を行っていることから、運営費の管理につきましては、それぞれのクラブごとに行う必要があると考えております。

## 法人運営への移行

### 【主な意見】

- ▶現状の学童保育所の運営においては、父母の役割・負担ばかりが大きくなっているため、学童の運営事務の負担軽減や法人への移行など、運営体制の見直しを早急に行っていただきたい。
- ▶「地域や保護者とのつながりや意見を反映できる仕組みとする」とありますが、どのように反映されるか分からないので、「既存の法人に運営を移行する際には、必ず該当の学童保育が法人を決定し、また学童保育が法人を新たに立ち上げて法人運営に移行することも可能とする。」を加えてください。
- ▶法人運営への移行に際しては、これまで同様、地域や保護者とのつながりや意見を反映できるようにしてください。
- ▶「営利法人については、本市の学童保育の歴史的経過を踏まえ、対象としない。」としてください。
- ▶企業系の学童保育所が名古屋市内でもたくさん作られてきています。企業系の学童保育所は、保護者が運営に関わらなくてもよい分、利用料が高く設定されています。企業系の学童保育所が多くできるということは、その分、保護者の所得によって子どもの処遇に格差ができることとなります。保護者の所得によって差別されないためには、営利を目的としない社会福祉法人が学童保育所を運営することが必要だと思います。
- ▶現在、民間学童(営利企業)がトワイライトや父母会の学童への不満の受け皿となっており、そのような民間学童(営利企業)への補助を保育所並みに行うことで量的拡充を図ることもできるのではないかと。
- ▶法人運営への移行をする時は、現行の学童保育の運営や、支援員(指導員)、子どもの生活等が大きく変わることがないようにしてください。
- ▶法人運営への移行については、名古屋市が主体的に関わるべきだと考えます。
- ▶制度設計にあたっては、実際に放課後児童クラブの運営にあっている育成会や法人の関係者と十分に協議を重ねて、必要な運営規程や支援策を具体化するべきである。
- ▶現状の育成会では、指導員や父母会が様々な形でバックアップしながら、困難を抱えている家庭の児童の居場所を作っている。法人運営に移行した場合でも、合理性を優先し、組織として見て見ぬふりをしたり、指導員の任せきりにならないようにしていただきたい。
- ▶1つの学童にかかる運営費も増大しているため、責任が大きく、扱いきれない部分があるのではないかと。法人に移行することで、きちんとした会計業務ができればいいなと思います。

▶法人が事業主体となれば、任意団体の代表である個人が責任を負うことは避けられ、集団、組織で責任を負うことになり、主体者としても、また、利用する保護者としても格段の安心感が得られることになるので、法人格をもつ者を運営主体とするという方向に進められることは、良いことではないかと考えます。  
など

#### 【市の考え方】

法人運営への移行に伴い、保護者の負担軽減や会計事務の厳格化、団体名義での契約や資産の所有が可能になるなど、運営体制の強化を図ることができるものと考えております。

法人運営への移行の方法としては、既存の育成会が法人格を取得する場合や運営を既存の法人へ引き継ぐ場合などが考えられますが、いずれの場合でも、育成会の合意形成を前提に進めるべきものと考えておりますので、表現を見直します。

法人移行後の運営にあたっては、現行の運営委員会による運営の特性を踏まえ、地域や保護者との繋がり、連携体制については、維持していく必要があると考えております。

対象とする法人につきましては、社会福祉法人などの安定した運営基盤や児童福祉に関する専門性、運営実績を有する法人とし、営利法人については、本市の待機児童の状況等を踏まえて、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、移行に伴う様々な事務的負担に対しては、本市からの支援策が必要であるとと考えておりますが、具体的な施策につきましては、いただいたご意見を参考に、内容を検討し、実施してまいります。